

## 首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P34 (2)標準単価の補正	<p>特記仕様書には、『労務費及び機械経費の設計金額の算出において、土木工事等単価ファイルの標準単価に「物価資料等」と記載している場合は、物価資料等Web(電子版)より「標準単価」と「4週8休以上の単価」の差額を補正額とする。また、市場単価の補正は行わないものとする。』と記載があります。</p> <p>令和4年7月改定の土木工事単価表ファイル【4週8休単価】には、市場単価の記載があります。</p> <p>特記仕様書のとおり、市場単価のみ4週8休の補正は行わないのでしょうか。</p>	特記仕様書 24-11-3に示すとおりです。
5			
6			
7			